

## 麻布地区落書き消去活動支援基準

### (目 的)

第1条 この基準は、地域住民団体等による自主的な落書き消去活動に対して必要な支援を行うことにより、生活環境の維持及び改善並びに地域コミュニティ活動の活性化に資することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地域住民団体等 町会・自治会、商店会、生活安全・環境美化活動を行う団体等をいう。
- 二 落書き 公共の場所、建物、その他工作物（以下「建物等」という。）に、所有者又は管理者の承諾を得ることなく、みだりに塗料等によりかけられた文字、図形及び模様もしくは貼付されたシールで、放置するとまちの景観や治安の維持を損なう恐れのあるものをいう。

### (支援の対象)

第3条 麻布地区総合支所協働推進課長は、麻布地区において次の各号のいずれかに該当する落書き消去活動を実施しようとする地域住民団体等に対し、活動に必要な物品を提供又は貸与することができる。

- 一 申請団体の構成員が所有又は管理する建物等の落書きを消去する場合
- 二 申請団体の構成員以外の者が所有又は管理している建物等で、所有又は管理する者が落書き消去について承諾している場合

### (支援物品)

第4条 麻布地区総合支所協働推進課長が提供又は貸与できる物品は、消去剤、スクレーパー及びその他麻布地区総合支所協働推進課長が認めた物品とする。

2 提供又は貸与する物品の数量は、申請者と区が協議の上、決定することとする。

### (申 請)

第5条 落書き消去活動の支援を受けようとする地域住民団体等の代表者は、落書き消去活動支援申請書（第1号様式）を麻布地区総合支所協働推進課長に提出するものとする。

### (決 定)

第6条 麻布地区総合支所協働推進課長は、前条に規定する申請の内容を審査し、支援をすることが適当と認めた場合は、必要な条件を付して落書き消去物品を提供又は貸与するものとする。

### (支援の停止)

第7条 麻布地区総合支所協働推進課長は、落書き消去活動の支援を受けた者が申請内容に反する行為を行った場合、条件を遵守していないと認められる場合又は貸与期間を過ぎても返還しない場合は、直ちに支援を停止することができる。

### (区の役割)

第8条 麻布地区総合支所協働推進課長は、落書き消去にかかる技術支援を行うものとする。

2 この基準に定める事項の庶務は、麻布地区総合支所協働推進課が行うものとする。

3 この基準に定めるもののほか必要な事項は、麻布地区総合支所協働推進課長が定める。

### 附則

この基準は、平成26年3月1日から実施する。